

### 3-2：災害時における飲料水等の供給に関する協定（株式会社コスモライフ）

加古川市（以下「甲」という。）と株式会社コスモライフ（以下「乙」という。）は、加古川市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、または発生の恐れがある場合（以下「災害」という。）における飲料水、ウォーターサーバー及びその他乙が取り扱う物資（以下「飲料水等」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が行う飲料水供給活動に対し、乙が協力して行う飲料水等の提供に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

#### （飲料水供給の要請）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、甲が飲料水等を調達する必要があると認められる際に、甲は乙へ飲料水等の供給を要請することができる。

- 2 前項の要請は飲料水等の供給要請書（様式第1号）の提出をもって行うものとする。  
ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により当該要請を行うことができるものとし、後日、速やかに当該要請書を提出するものとする。

#### （協力の実施）

第3条 乙は、前条により要請を受けたときは、可能な範囲で飲料水等の優先供給に努めるものとする。

- 2 乙は、飲料水等の供給を実施した際は、その供給状況について、供給終了後、速やかに供給完了通知書（様式第2号）により甲に通知するものとする。

#### （支援内容）

第4条 乙が支援する内容は次のとおりとし、災害時に可能な範囲で対応するものとする。

- (1) ウォーターサーバー用飲料水「天然水コスモウォーター(12リットルボトル)」の供給
- (2) ウォーターサーバー機器の貸与
- (3) ポータブルスタンドセットの提供  
(停電時にも手動式で上記(1)飲料水を被災者に提供できる折りたたみ式スタンド及びコック)
- (4) その他乙が取り扱う物資の供給等

#### （引渡し等）

第5条 飲料水等の引渡しは、原則として、甲が指定する場所とし、引渡し場所までの運搬は乙が行うものとする。但し、必要に応じて、乙が指定する者が行うことができる。

- 2 飲料水等の引渡しは、甲、乙双方の職員の立会いの下で行うものとする。

(連絡窓口)

第6条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、お互いの窓口となる連絡先を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合は、速やかに相手方に当該変更事項について連絡するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項、または疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

(適用期間)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を相手方に通知しない限り、その効力が継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年8月21日

甲 加古川市加古川町北在家200番地  
加古川市長 岡田 康裕

乙 加古川市加古川町備後358番地の1

株式会社コスマライフ  
代表取締役社長 荒川 真吾